

令和7年12月22日

三次市長 福岡 誠志 様

三次市まち・ゆめ基本条例検証委員会

委員長 久保田 博昭



三次市まち・ゆめ基本条例への意見

三次市では、三次市まち・ゆめ基本条例に沿ってまちづくりが行われているか検証するため、委員会を作って令和7年9月5日から、市民（市内の会社に勤務している人を含みます。）や、市民の代表である市議会、そして市役所がそれぞれの立場における条例の運用について、委員の経験などから意見を出し合い、慎重に検証を行いました。

この検証の結果、各委員から現時点において条例を見直すことは必要ないとの結論を得たので報告します。またこの報告と併せ、委員からこの条例を運用するにあたり、問題点や、大事にしていきたい点などが挙げられたため委員会の意見として市長に提案します。

市長は、委員会の意見を最大限尊重し、この条例が市民の道しるべとなり、住んでよかったと思えるようなまちづくりの活動につながっていくよう努め、この条例の一番重要な「市民のしあわせをめざすまちづくり」をさらに推進してください。

記

- 1 市は、この条例にある市民一人ひとりがまちづくりの主役であることを、広報みよしやホームページだけでなく、SNSなどいろいろな方法で市民に分かりやすく伝えてください。また、伝えようとする内容は、まちづくりを進めるうえでとても重要であることを、市民自らが認識できるように検討・工夫してください。
- 2 三次市のまちづくりの未来を担っていく子どもたちへは、小学生のうちから学校の授業でこの条例について学習する時間を作り、地域の人たちがそれぞれの地域で様々な行事や活動を行っていることを伝えてください。また、子どもたちが、将来三次市がどんなまちになったら良いか考える機会を作ってください。そして、子どもたちが考えたことを実現するにはどうしたら良いか、関係する大人たちを含めた議論を進めてください。

3 市役所の職員は、仕事に取り組む中でこの条例を学ぶ時間を作り、この条例がまちづくりに必要な計画を作ったり仕事をしたりするうえで「重要なきまりごと」であることを深く認識し、まちづくりの推進役として私たちが住む三次市の未来がさらに良くなるように努めてください。

4 私たちの代表である議員のみなさんには、この条例の内容をしっかりと理解していただき、できるだけ多くの人たちと話をし、そこで聞いた困りごとなどがあつたら、自ら解決に向けて行動したり、市役所と共に考えたりして、もっと三次市が住みやすいまちになるように努めてください。